使用開始等の届出を要する下水の水質

		函館湾処理区域	南処理区域
	項 目	函館湾浄化センター	函館市南部下水終末処理場
1	水素イオン濃度(pH)	水素指数5.7以下8.7以上	水素指数5.7以下8.7以上
2	生物化学的酸素要求量(BOD)	300以上	300以上
3	浮遊物質量(SS)	300以上	300以上
4	カドミウム及びその化合物	0.01を超えるもの	0.03を超えるもの
5	シ ア ン 化 合 物	検出されるもの。	1を超えるもの
6	有機 燐 化 合 物	検出されるもの。	1を超えるもの
7	鉛及びその化合物	0.1を超えるもの	0.1を超えるもの
8	六 価 ク ロ ム 化 合 物	0.05を超えるもの	0.5を超えるもの
9	砒素及びその化合物	0.05を超えるもの	0.1を超えるもの
10	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005を超えるもの	0.005を超えるもの
11	アルキル水銀化合物	検出されるもの。	検出されるもの。
12	ポリ塩化ビフェニル	0.003を超えるもの	0.003を超えるもの
13	トリクロロエチレン	0.1を超えるもの	0.1を超えるもの
14	テトラクロロエチレン	0.1を超えるもの	0.1を超えるもの
15	ジクロロメタン	0.2を超えるもの	0.2を超えるもの
16	四 塩 化 炭 素	0.02を超えるもの	0.02を超えるもの
17	1,2- ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.04を超えるもの	0.04を超えるもの
18	1,1- ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	1を超えるもの	1を超えるもの
19	シ ス -1,2- ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.4を超えるもの	0.4を超えるもの
20	1,1,1- ト リ ク ロ ロ エ タ ン	3を超えるもの	3を超えるもの
21	1,1,2- ト リ ク ロ ロ エ タ ン	0.06を超えるもの	0.06を超えるもの
22	1,3- ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	0.02を超えるもの	0.02を超えるもの
23	チ ウ ラ ム	0.06を超えるもの	0.06を超えるもの
24	シマジン	0.03を超えるもの	0.03を超えるもの
25	チオベンカルブ	0.2を超えるもの	0.2を超えるもの
26	ベ ン ゼ ン	0.1を超えるもの	0.1を超えるもの
27	セレン及びその化合物	0.1を超えるもの	0.1を超えるもの
28	ほう素及びその化合物	230を超えるもの	230を超えるもの
29	ふっ素及びその化合物	15を超えるもの	15を超えるもの
30	1,4- ジ オ キ サ ン	0.5を超えるもの	0.5を超えるもの
31	フェノール 類	5を超えるもの	5を超えるもの
32	銅及びその化合物	3を超えるもの	3を超えるもの
33	亜鉛及びその化合物	2を超えるもの	2を超えるもの
34	鉄 及 び そ の 化 合 物 (溶解性)	10を超えるもの	10を超えるもの
35	マンガン及びその化合物(溶解性)	10を超えるもの	10を超えるもの
36	クロム及びその化合物	2を超えるもの	2を超えるもの
37	ダ イ オ キ シ ン 類	10pg-TEQ/Lを超えるもの	10pg-TEQ/Lを超えるもの
38	アンモニア性窒素, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	125以上	125以上
39	ノルマルヘキサン (1) 鉱油類含有量	5を超えるもの	5を超えるもの
	抽出物質含有量 (2) 動植物油脂類含有量	30を超えるもの	30を超えるもの
40	室 素 含 有 量	150以上	_
41	大	20以上	_
42	温度	40度以上	40度以上
43	沃 素 消 費 量	220以上	220以上
備	考		

- この表に掲げる基準値の単位は、温度、水素イオン濃度 (pH) およびダイオキシン類以外の項目について は、「mg/L」とする。ダイオキシン類は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値である。
- 「検出されるもの。」とは、下水の水質の検定方法等に関する省令に掲げる方法により測定した場合に おいて、その結果が当該方法の定量限界を上回ることをいう。
- 3 **太字の数値**は、下水排除基準と異なるので注意してください。
- の数値は、北海道が条例で定める排水基準により、函館湾処理区域内の一定水量以上の特定事業場に 上乗せ排水基準として適用される数値である。【下水道法施行令第9条の4第4項】